

(様式1 運営規程)

大西ケア・アカデミー 運営規程

1 開講目的

大西ケア・アカデミーの福祉用具専門相談員講習会は、介護を必要とする利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な福祉用具の選定するための福祉用具の専門的知識・技術を習得した人材を育成することを目的とする。

2 講習会の名称

大西ケア・アカデミー 福祉用具専門相談員講習会

3 事業所の所在地

上川郡東神楽町ひじり野南1条10丁目1番6号

4 講習の課程及び要旨

| 研修の課程 | 事業所の所在地 | 研修時間 | 研修日数 | 定員(人) | 受講料 | 受講対象者 |
|--------------|---------|------|-----------|-------|--------------------------|-------|
| 福祉用具専門相談員講習会 | 東神楽 | 50 | 1回目 17 | 20 | 45,000円 テキスト・税込 | 制限なし |
| | | | 2回目 17 | | ※個別補講を行う場合 1時間 1,000円 | |

受講料の割引 次の対象者は受講料の割引を行う

法人職員 30,000円 (医療法人回生会の理事長から推薦された者)

学生割引 20%割引 (中学・高校・大学・専門学校に在籍する者)

卒業生割引 10%割引 (当校の他の講座の受講生及び卒業した者)

5 講師氏名

別紙 4号様式 参照

6 受講手続き及び運営規程等の説明・周知

(1) 募集時期及び受講者説明会

講習会の開催は年2回とし、募集開始は、原則として開講初日の半年～2週間前とする。

開講初日の前日までに説明会を開催し、受講者に対し講習の実施要項を説明し、運営規程事項の周知を図る。

(2) 受講申込み及び受講料の納入方法

ア. 受講申込みは申込書及び受講料の納入により受け付ける(受理)ものとする。

イ. 受講料の納入は、申込み受付窓口での現金払いによる。

ウ. 受講料の納入は、料金全額を一括納入することを原則とする。

(3) 本人確認を、下記のいずれかで行うものとする。

①運転免許証 ②学生証 ③パスポート ④住民票、⑤健康保険証 ⑥その他、国家資格を有する者については、その免許証または登録証の研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存するものとする。

(4) 受講料の返還

ア. 当校の都合により講習を中止した場合は、受講料及び教材費を返還する。
イ. 受講申込みの取り消しは、開講初日の10日前までとし、教材費を除く受講料を返還する。但し、これ以外の場合は、理由の如何に関わらず受講料は一切返還しない。

7 講習の中止

受講者が定員の半数に満たなかった場合には講習を中止することがある。

8 カリキュラム

別紙 第1号様式 福祉用具専門相談員講習課程 参照

9 主要テキスト

福祉用具専門相談員研修用テキスト(中央法規出版社)

10 修了認定

(1) 出欠の確認方法

ア. 出欠の確認は、開講日ごとに行い、出席簿に記録する。
イ. 欠席した科目は補講によって出席とみなす。

(2) 修了の認定方法

ア. 出席の基準

①原則として、研修科目(教科)の全てに出席しなければならない。

但し、病気等やむを得ない事情による欠席については、②に定める基準により出席したものとして取り扱うことができる。

②欠席した場合

当校の次回コース及び補講を受講した場合は当該教科の受講修了とみなす。

補講料金 : 次回コースの受講は無料

: 個別補講は 1時間 1,000円

イ. 修了評価の方法

評価方法は筆記試験にて行う

対象者 : 講習会全科目を履修した者。

実施方法 : 試験時間は60分とする。

合格基準 : 1問5点の100点満点で60点以上が合格基準とする。

不合格者については再度筆記試験を実施し60点以上で合格とする。

再試験料 : 無料

(3) 修了証明書

修了が認定されたものには、別紙の修了証明書を交付する。

1 1 退学規定

受講者が当校の定める諸規程を守らず、又は受講生の本分にもとる次の行為があったときには、退学を命ずることができる。

ア. 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ. 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ. 正当な理由無くして出席が常出ないとき。

オ. 研修を乱す行為が見受けられたとき。

1 2 開催時期

年2回の開催とする

1 3 講習会実施場所

東神楽町ひじり野 教室 (住宅型有料老人ホーム 花時計 多目的ホール)

〒071-1523 上川郡東神楽町ひじり野南1条20丁目1番6号

電話0166-74-5015

1 4 その他

本運営規程は、平成28年1月5日 から施行する。

本運営規程は、平成28年6月13日付けで一部改変

本運営規定は 平成29年3月15日付けで一部改変

本運営規定は 平成31年4月 8日付けで一部改変